

**JAこまち 泰山北斗**

発行/制作  
 〒012-0801 湯沢市岩崎字上宿147  
 こまち農業協同組合 湯沢北支店  
 お問い合わせ  
 湯沢北支店 Tel 78-2222  
 中央資材店 Tel 78-2225

まだまだ寒い日が続きますのでご自愛ください。

マイホームご購入をお手伝いします!

毎年好評! **JA住宅ローン 相談会**  
 完全予約制

日時: 令和5年2月10日(金)11日(土)  
 午前9:00~午後4:00

場所: JAこまち 本店

このような悩みをお持ちの方は是非お越しください

- いくらまで住宅ローンを借りられる?
- マイカーローンがある場合でも住宅ローンを利用できる?
- 土地購入代金や諸経費も含められるの?
- 借換をしたいけど、メリットはあるの?
- リフォームでも住宅ローンを利用できる?

JA職員が解決に向けてサポート致します!

相談のご予約やお問い合わせは湯沢北支店までお願いいたします。

**農業経営者の皆さまへ  
 税務申告のご準備はお済ですか?**

農業所得は、その年の農業に係る収入から経費を差し引いて所得を計算する収支計算の方法により申告をしていただくことになっております。

○農業所得の申告方法について

農業所得は「収支計算」によって計算する必要があり、収入と支出を集計して「収支内訳書」を作成し、期限内に申告をお願いいたします。農業所得を申告する際は、ご自身で収入・経費を整理集計し領収書などの証拠書類を7年間大切に保管してください。

○収支計算とは?

事業収入から事業に直接必要な経費を差し引くことにより所得を計算する方法です。

●農業所得Ⅱ農業収入―必要経費

農業所得は、1月1日〜12月31日の期間で計算します。

●農業収入: 販売代金・家事消費金額・雑収入(交付金・補助金など)です。JAに出荷された方につきましては中央営農センターより外務を通じて内訳書をお届けいたします。

●必要経費: 雇人費、小作料、減価償却費、租税公課・種苗費、肥料、農薬費、修繕費、農業共済掛金などです。JAの購買をご利用のお客様につきましては、1年間の購買取引実績表を作成できますので中央資材店へご連絡ください。また、農業経営収支ノートは、1冊2000円で販売しております。

**資産への安全な備えについて**

JAからおすすめの「建物更生共済むてきプラス」は火災だけでなく、風水災害、雪害、地震などの自然災害やケガにもしっかり備えることができます。JAでは、お客様の大切な資産を守るためのご提案をさせていただきます。

例えば「住宅は既に『むてきプラス』に加入しているが農作業場や車庫の加入がない」などの未保障の物件が無いようにお声がけさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

また、お見積りするだけでプレゼントがもらえる『お見積りキャンペーン』を実施しておりますので、詳しくは支店窓口またはライフアドバイザーへお問い合わせください。

**相続に関するご連絡のお願いについて**

JAをご利用している方がお亡くなりになりましたら、相続による名義変更などの手続きをお願いいたします。(組合員・貯金・年金・各種振替・貸付金・共済・農畜産物販売・購買・ガスなど)

ご利用されております内容によって手続きが異なりますので、ご連絡いただきますようお願いいたします。

これとは別に、令和6年4月1日から民法・不動産登記法等の改正法の施行により、相続登記の申請が義務化され3年以内に名義変更が必要になります。

相続人は『自分が不動産の所有権を取得したと知った日から3年以内』に土地や建物の名義を相続人へ変更しなければなりません。義務化以前に相続したものの名義変更(相続登記)をしていない土地・家屋も対象となりますので、今一度ご確認くださいませようお願いします。

また、正当な理由がなく申請義務を怠った場合は、10万円以下の過料制裁の対象となります。

**バレンタイン・年金感謝イベント開催**

2月14日(火)のバレンタインデーと2月15日(水)の年金支給日の二日間、支店窓口にご来店のお客様に細やかではあります但しプレゼントを準備しております。皆様のご来店を心よりお待ちしております(数に限りがございますので無くなりしだい終了とさせていただきます)。